

福井市デジタルサイネージガイドライン

【対象】 福井市内で屋外（屋内から屋外に向けて表示されるものを含む）に表示・設置されるデジタルサイネージ（広告板、広告塔、屋上広告、突出広告、壁面広告等。国又は自治体が公共的目的をもって設置・表示するものを含む。ただし、法令の規定により表示・設置するものを除く。）

※デジタルサイネージ：電子ディスプレイなどの表示機器を用いて、常時または一定期間にわたり、公衆に対して動的な情報を継続的に発信する広告物

【位置付け】 光害や騒音等への配慮、景観保全を図ることを目的に、福井市屋外広告物条例施行規則における許可基準を補完するもの。

【基準】

I. 明るさや時間に関すること

明るさ※1	夜間（18時から22時）の輝度は、以下のとおりとすること。 商工業地域に設置するもの：1,000cd/m ² 以下 その他の地域に設置するもの：800cd/m ² 以下
色彩	信号機と誤認しやすい赤・青・黄などの高彩度色（鮮やかな色）は避けること。
	下地に明度の高い白を使うと輝度が上がるため使用を控えること。
表示時間	深夜早朝（22時から6時）の表示は避けること（商業地域は除く） （ただし、管理上の必要性等により設置する小規模なものは対象外）

※1 環境省「光害対策ガイドライン（R3.3改訂）」P21 表4指針値より

II. 動作や音に関すること

動作※2	過度な点滅や激しい動きは避けること。
	画面の切り替えはゆっくりと行い、動画の表現もゆっくりとしたものにする。
	規則的なパターン模様を板面の大部分に使用することは避けること。
音声	原則として音声は出さないこと。

※2 アニメーション等の映像手法に関するガイドライン（日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟）より

III. 設置に関すること

場所	信号機や道路標識と誤認するおそれのある位置、色彩、発光、動きを避けること。
	2台以上のデジタルサイネージを連続して設置する場合は、300m以上離すこと。
高さ※3	原則、条例施行規則で定める高さ基準値以下であり、かつ地面からの高さ12m以下とすること。
向き	突出し広告など、通りの進行方向に垂直となる掲出は避けること。 （ただし、管理上の必要性等により設置する小規模なものは対象外）
面積	一の敷地における表示面積の合計は10m ² 以下とすること。

※3 福井市景観計画P21 1 届出の対象となる行為 表 建築物の新築等（1）アより

IV. その他

表示内容	公序良俗に反するもの、公衆に不快感や不安を与えるものを表示しないこと。
法令遵守	本ガイドラインのほか、福井市屋外広告物条例施行規則第11条（許可基準）を遵守すること。
	設置場所を管轄する警察署に事前に相談し、協議録を作成する等、道路交通法を遵守すること。
自主審査	掲出するデジタルサイネージが本ガイドラインに適合していることを、事前の自主審査により確認すること。
事後対応	設置後、近隣や市民から苦情、要望があった場合は、設置者、管理者は改善に努めること。

1. 解説

近年、社会情勢の変化や技術の進歩により電子ディスプレイなどの表示機器を用いて、常時または一定期間にわたり公衆に対して動的な情報を継続的に発信するいわゆるデジタルサイネージの設置が見られます。これらは多様な表現が可能であり、情報伝達性が優れていることから地域への経済効果が見込まれる一方、光、動き、音等に関する規定が示されていないことから、景観・風致・公衆に対して悪影響を及ぼす恐れがあります。

本ガイドラインは、地域の発展と良好な景観や住環境の保全を両立するため、福井市屋外広告物条例施行規則における許可基準を補完するものとして推奨基準等を示し運用することで、秩序あるまちの景観形成を目指すものです。

なお、本ガイドラインは運用後であっても必要に応じて見直すこととします。

I. 明るさや時間に関すること

・明るさ

屋外のデジタルサイネージは、性質上、高い誘目性が望まれることから、太陽光の下でも見えるように高輝度に設定されることが一般的です。しかし、夜間や曇天時に必要以上に明るく見え、住宅地や郊外部では広告が過度に目立つことで景観を損なうばかりでなく、眩しさの原因となる場合もあります。そのため設置場所、表示時間帯等に応じた適切な輝度の設定について推奨基準を示すものです。

・色彩

赤・青・黄などの高彩度色は、周囲の景観との調和を乱し、場合によっては眩しさから不快感を与えることがあります。周辺景観と調和しやすい類似色や中間色などの落ち着いた色の使用を推奨し、彩度の高い色の使用は最小限にとどめることを求めるものです。

地の色には置場所、時間帯等に関わらず落ち着いた見えるライトグレー、オフホワイト又はアイボリー等の使用を推奨し、明度の高い白の使用の抑制を求めるものです。

・表示時間

心地よく魅力ある夜間景観の創出のため、深夜早朝の時間帯における表示停止を求めるものです。

II. 動作や音に関すること

・動作

過度な点滅や激しい動き、渦巻き模様や同心円模様等の規則的なパターンの使用は、視覚的なノイズになり、周辺の環境を阻害したり、人によっては健康を損ねる恐れもあります。このため、表示手法について控えていただきたい内容を示すものです。

・音声

音は周辺環境によっては雑音や騒音として受け取られ、環境の悪化や人によっては不快感の要因となる場合があります。そのため原則音声の使用は禁止します。

III. 設置に関すること

・場所

道路では、自動車運転者や歩行者等に対する交通信号、交通標識、緊急時の誘導灯の視認性が最優先に確保する必要があります。デジタルサイネージと信号機等と見間違ふ恐れがある位置での設置や表示をしないことを求めるものです。

デジタルサイネージを連続して設置すると、相乗効果で光の影響が強くなります。連続して設置する場合

に、確保していただきたい相互間距離を定めるものです。

- ・高さ

高い位置に設置すると光を遮るものがなく、影響が広範囲に及びます。高さに関する設置推奨基準を示すものです。

- ・面積

デジタルサイネージは自ら発光するため誘目性が強く、表示面積が大きいほど周辺環境に与える影響も大きくなります。そのため面積の推奨基準を示すことで視覚的ノイズを減らし、良好な景観を保つものです。

IV. その他

- ・表示内容

良好な景観の形成を図るため、暴力的、反社会的、風俗的な内容、法に抵触するおそれのあるもの、人権侵害を想起させるもの等の表示を禁止するものです。

- ・法令遵守

交差点付近へデジタルサイネージの設置を計画される場合には、事前に設置場所を管轄する警察署へ相談し、道路交通法を含む関係法令を遵守し、安全確保を求めるものです。

- ・事後対応

デジタルサイネージの光が影響を及ぼすと考えられる事業所や近隣住民に対しては、必要に応じて事前に説明を行い理解を得るなどして設置後のトラブル防止に努めるものとします。また、設置後に周辺住民から苦情が寄せられた場合は迅速に対応できる体制を整え、改善に努めることを求めるものです。

2. 適用

本ガイドラインは、令和8年4月1日以降に設置するデジタルサイネージに適用するものとします。